

館林市地域防災計画修正案の概要（1 / 3）

主たる修正事由

- **法令、規則、条例等の改正**
- 上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更
- その他（市の取組み事項等）

法令・条例等の改正

- **避難情報の区分・名称変更**（災害対策基本法及び関連政省令）
 - ・ 「災害発生情報」を「緊急安全確保」に名称変更
 - ・ 「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化
 - ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に名称変更
- **個別避難計画（避難行動要支援者の避難計画）の作成の努力義務化及び作成・更新要領の記載**（災害対策基本法及び関連政省令）
- **広域避難の実施・受け入れ要領の記載**（災害対策基本法及び関連政省令）
- 緊急車両等に係る様式変更（災害対策基本法施行令）
- 災害救助法の適用基準の変更（災害救助法及び関連政省令）



館林市地域防災計画修正案の概要（2 / 3）

主たる修正事由

- 法令、規則、条例等の改正
- **上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更**
- その他（市の取組み事項等）

上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更

- 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化（防災基本計画）
 - ・ 平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
 - ・ 災害時における氏名等の公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- 線状降水帯に関する情報発信の活用（防災基本計画）
- 長周期地震動階級に係る情報の伝達（防災基本計画）
- 避難情報発令等での専門的知見（気象防災アドバイザー等）の活用（防災基本計画）
- 避難所における食物アレルギーへの配慮（防災基本計画）
- 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み整備（防災基本計画）
- 群馬県地域防災計画の計画構成への準拠（群馬県地域防災計画）
- その他、新規記載事項の追加（情報収集体制の整備、災害廃棄物の処理要領、新型コロナウイルス等感染症対策等）

館林市地域防災計画修正案の概要（3 / 3）

主たる修正事由

- 法令、規則、条例等の改正
- 上位計画（防災基本計画・群馬県地域防災計画）の修正・変更
- **その他（市の取組み事項等）**

その他

- **市の機構改革等**
 - ・ 「こども局（こども班）」の追加及び分掌の規定、農政班に「ほ場整備課」を追加
 - ・ 認定こども園の追加
- **地震時の災害警戒本部及び災害対策設置基準の変更**

災害警戒本部設置基準を震度4から震度5弱に変更し、災害対策本部設置基準を震度5弱から震度5強に変更（本市の動員基準の見直しに伴う修正）
- **災害対策本部設置位置**

政策審議室から501会議室に変更（令和元年東日本台風等の教訓から関係部外機関からのリエゾン（連絡員）等の受入に必要となるスペースの確保）
- **災害対策本部事務局長の規定**

現行計画では特に定められていないところ、総務部長が本部員と兼務することを明記
- **竜巻災害における災害対策本部設置基準の明記**

現行計画では特に定められていないところ、災害救助法及び同法施行令で規定される災害救助法適応基準を準用し、計画内に明記
- その他、新規記載事項における事務分掌等の見直し